

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷五十第

行發日一月十年一十正大

論叢

傳統派の社會連帶思想 文學博士 米田庄太郎
 時機尙早なる社會革命の企 法學博士 河上 肇
 階級に就いて 文學博士 高田 保馬
 經濟と自由 經濟學士 堀 經夫

時論

物價調節問題 法學博士 河田 嗣郎
 營業稅論 法學博士 小川郷太郎

說苑

租稅負擔の地方別研究 法學士 汐見 三郎

雜錄

一九二一年英領印度勞働爭議 法學士 柴田規矩三
 小賣相場と卸賣相場 法學士 汐見 三郎

經濟と自由

堀 經 夫

人々が相倚り相援けつゝ社會的生活を營んで居る以上、各人に絶對的自由を許すことは事實上不可能である。社會は各人の精神的活動にまで立入ることは出来ないけれども、而かもそれが何等かの形をとつて外界と交渉を有つに至れる瞬間に於て、社會はそれに何等かの羈束を加へねば已まれないであらう。だから自由は、常に、相對的なる問題若くは程度の問題として取扱はれ得るに過ぎない。併し乍ら人は本來自由を欲求するものである。而して社會は、各人により多くの自由を與へることによつて、より發展するものである。

個人主義的若くは資本主義的經濟學を奉ずる學者は、各個人の自由なるものは、今日のやうな個人主義的經濟秩序の下に於て始めて最も廣く認められ得るのであつて、社會主義的經濟秩序の下に於ては自由の代りに強制が行はれざるを得ないと説く。之に反して社會主義的經濟學を奉ずる學者は、各個人の自由なるものは、社會主義的經濟秩序の下に於て始めて實現され得るのであつて、今日認められて居るが如き自由は似而非なる自由であると説く。吾々は、此等の兩學者が各々自由を主張して相降らないのを見るときに、自由といふ要求が人間にとつて如何に貴重なるものであるかといふことを知り得るのであるが、これと共に、彼等が互に相手の自由説を排斥しつゝ、あるのを見るときに、吾々は自由そのものゝ内容が如何に不確定のものであるかを推知し得るのである。

ある。然るに世人は往々にして、此等の両説の内容に深き顧慮を拂はずして、或は社會主義の社會を悉く強制又は非自由の世界なるもの、如く解し、或は個人主義の社會に自由なきもの、如く解し、かくて互に他を貶することには努めて居る。併し私の解する所によれば、此等は共に誤つて居るやうである。個人主義の社會にも社會主義の社會にも或る程度の自由は確かに存在し得べきものなのであつて、たゞ其の内容を異にして居るに過ぎないと、私は考へる。故に若し自由といふことのみ——他の點は暫らく措いて——を標準にして個人主義的經濟學と社會主義的經濟學との評價をなさんとすれば、其の各々に含まれ居る自由の内容又は意義を穿鑿する必要がある。

惟ふに個人主義的經濟學に於て主張さるゝ自由の意義と、社會主義的經濟學に於て主張さるゝ自由の意義との間には、著しい差異があるやうである。前者は主として經濟活動そのものゝ自由を意味し、而して後者は主として經濟的生存條件が充たされた後に始めて享有し得るところの自由を意味して居るのではあるまいか。若しこの解釋が正しいとすれば、自由に關する個人主義と社會主義との論争は、互に別の範疇に屬する自由を各々が固執しつゝ互に他の説を排擠して居るのであつて、それは實は相手を仆すに足らない武器をもつての戦である。それだけで以て何等かの解決をつけようとしても、それは百年河清を待つが如きものである。私は以下本文に於て、個人主義者と社會主義者との自由説の内容が、果して右に述ぶるが如き區別を有するや否やに就て、今少し詳しく吟味して見ようと思ふのである。

第一 個人主義的經濟學に於ける

自由の意義及び範圍

經濟と自由との關係を考ふるに當つては、前にも述べたやうに、經濟活動の自由といふこと、經濟的基礎を安固にしたる後に得らるゝ自由といふこと、を、混同してはならない。而して個人主義的經濟學者の遵奉しつゝある自由放任の政策は、實に前の意味に於ける自由を主張するものである。即ちそれによれば、吾々は原則として經濟活動の自由を享有すべきである、といふのである。而して原則として經濟活動の自由を各個人に與へるといふことは、之を他面より言へば、各個人の經濟活動に對して國家又は他の權力體が原則として干渉——干渉といふ中には保護も這入る——を加へないといふことを意味する。ビイヤマンは其の著『國家と經濟』（第一卷、經濟的個人主義の考察）に於て曰く、『經濟的個人主義にとつて「自由」であるといふことは、國家より自由である（即ち國家の拘束を受けない）といふ意味であつて、即ち國家權力の權威的高壓手段に對する保護、經濟生活に對する國家の干渉の拒否（但し若干の例外はある）に外ならない。』¹⁾又ポールが其の著『資本主義と社會主義』に於て、『……個人主義的經濟秩序にとつては、原則として經濟的活動の自由を缺くことが出来ない』、『自由は、立法者の命令によつて明示的に禁止又は制限せられてゐない所には、到る所に行はれて居る』、『自由は、其の性質上消極的のものである、即ち強制の不存在である』²⁾と言つて居るのも、皆個人的主義的經濟秩序に於ける經濟活動の自由を

1) W. Biermann, Staat und Wirtschaft Bd. 1., S. 173.

2) L. Pohle, Kapitalismus und Sozialismus, S. 11 und 12.

説明せるものである。

以上は個人主義的經濟秩序の中に於ける『自由』の總括的なる意義であるが、併し此の『自由』の内容をもつと詳しく知る爲めには、吾々は更に之を分析して検討する必要がある。ハロルド・コックスは、其の著『經濟的自由』の中に於て、經濟的自由とは『勞働をなし又はなさざるの自由、勞働者が自己の意に適ふやうな勞働條件を受諾するの自由、多くの勞働者が其の勞働條件に關して協定をなすの自由、國の内外に於て賣買をなすの自由、販賣者及び購買者が彼等の意に適ふやうな條件の下に於て互に取引をなすの自由、財産を所有し且つ他の人々の幸福に忝觸しない限り如何なる方法に於て之を使用してもよいといふ自由』を云ふと書いて居る。私は此等のものが經濟的自由の内容を構成するものなることに異論を有たないが、併し右の如き無秩序なる列擧は學問上無價値であると思ふ。又ポールは、個人主義的經濟秩序に於ける自由を分つて、消費の自由と生産(又は企業)及び勞働の自由となして居るが、これはコックスの記述に比して數等勝つて居る。併し私は、ポールの所謂消費の自由に對立するものとしては、生産の自由を擧げ、而して此の生産の自由の中を更に分つて、企業の自由と勞働の自由との二つにするのが、實質上から言つても又理論上から言つても、より良いと信するが故に、以下に於ては此の私の分類法に従つて研究を進めようと思ふ。

一、生産活動上の自由

今日の個人主義的經濟秩序に於て許されて居るところの、生産活動上の自由とは、如何なる場所

3) Harold Cox, Economic Liberty, 1920, p. 2.

に於て、如何程の期間、如何なる職業に、其の有する資本又は勞働を投じようと、それは各個人の自由である、との意である。併し惟ふに、此の意味に於ける生産活動の自由の中には、實は、種類及び程度を甚しく異にせる二個の自由が含まれて居るのであつて、此等の一つにして論ずることは不當である。而して私の言ふ二個の自由とは、一は企業の自由（若くは資本放下の自由）を意味し、他は勞働の自由を意味するのであるが、此等の二者が種類及び程度を甚しく異にせることは、後述する所によつて明かになるであらう。

イ、企業の自由 茲に謂ふところの企業とは、私的企業の意であつて、國家又は公共團體によつて行はるゝ企業、即ち公的企業に相ひ對するものである。然らば私的企業若くは單に企業の自由とは如何なることを意味するかといふに、それは取も直さず、自己又は他人の資本を用ひて如何なる事業を企てようと、それは各人の自由である、といふことである。而して企業設立の目的は常に利潤の獲得といふことに在るのであるから、右に述ぶる企業の自由の意義を更に言ひ換ふれば、各人は自己の判断によつて最も有利なりと考へらるゝ事業を自由に企てる——企てるといふ言葉の中には、他人の企てたる事業に自己の資本を参加せしむることも、含ましめて差支ない——ことが出来る、といふことになると思ふ。アダム・スミスが、『正義の法則を犯さない範圍に於て、各個人をして、全く自由に、彼れ自身の方法で彼れ自身の利益を追はしめ、且つ彼れの勤勉と資本との両者を、或る他の人又は他の人々の其等と競争せしめる』⁴⁾ことを策の得たるものなりとなし、又『製造業者をして店商人の職業を兼ね行ふことを禁ずる』⁴⁾ところの法律や、『百姓をして穀

4) A. Smith, Wealth, vol. II., p. 184.

物商人の職業を兼ね行ふことを強ふる』ところの法律を、共に『自然的自由の明かなる侵犯』であるとなし、『従つてそれは正義に反すと』、論じて居るのは、明かに彼が今日所謂企業の自由を最大限度まで主張せることを示すものである。

惟ふに佛蘭西大革命は種々なる意味に於ける自由を世に齎したが、經濟活動の自由は其の中最も重要なものゝ一つであつた。而して佛蘭西革命によつて得られたる經濟的自由は、英國の産業革命によつて其の具體的なる形を英國の産業社會に力強く現はした。第三階級即ち有産者階級の解放と呼ばるゝものが是である。産を有するもの即ち資本を有するものは、これによつて未だ嘗て經驗し得なかつたところの自由を、心ゆくばかり味ふことが出来た。彼等は、如何なる事業を、如何なる方法で、如何程長く企てようと、それに干渉を加ふる何者もなくなつた。中世に於て沈滞萎縮せる經濟的活動は、此の企業の自由といふ刺激によつて、潑刺清新の氣を得、爰に前人の考へも及ばざりし一大躍進を爲し遂げることが出来た。斯かる時勢に生れ出でたる經濟學が、自由殊に企業の自由を飽くまで主張したるは、蓋し最も自然の數である。ヒューム、スミス、マルサス等が、平等を棄て、自由若くは安固を執つたことに就ては前に述べたことがあるが、併し彼等の主張せる自由を更に仔細に檢するならば、その主たるものが企業の自由であることは、以上によつて自ら明かであらう。私は彼等の奉ずる政策を『生産政策』と命名したが、企業の自由を伸張する政策と生産政策とは、實は同じ事柄を別様に言表はしたるものに過ぎない。

企業の自由の意義は、以上によつて略ぼ明かであるが、この企業の自由といふことには、少く

5) *Ibid.*, p. 32. (圈點は新たに附す)

6) 本誌第十四卷第五號第六號、及び第十五卷第一號、拙稿『功利主義と生産政策』参照

とも次に述ぶるやうな二つの特徴が伴つて居る。其の一は私有財産制度の確立といふことであり、其の二は企業者の危険負擔といふことである。

先づ私有財産制度と企業者の自由との關係に就て考へよう。企業者の自由とは、既に述べし所によつて明かなる如く、資本放下の自由じあり、又最大可能的利潤獲得競争の自由である。例へば或る事業に資本を下ろし居た者が、何等かの原因によつて従前の通りの利潤を其の事業から得ることが出来なくなるか、若くはそれよりもより有利なる他の事業を彼が発見したる場合には、彼は經濟的事情(例へば是迄の事業に下ろせる資本を急速に引上げることが困難であるといふが如き)によつて妨げらるゝ外は、自由に不利なる事業を棄て、より有利なる事業に走ることが出来るといふのが、茲に所謂企業者の自由である。併し此等の自由が得らるゝ爲めには、資本の保有に關して及び新たなる利潤の獲得に關して、完全なる所有權が確保されてゐなければならぬ。これが即ち財産の安固である。財産の安固なくば『個々人の勤勉に對する刺戟なく』従つて『富の生産及び維持に對して最も都合よき』事情が失はれるであらう。ポルは、私有財産權の不安全は、ビスマルクが嘗て總てのストライクの中で最も危険なるストライクであると言つたところの、企業者のストライクを惹起すと述べて居るが、それは財産權の不安全によつて企業者の自由が脅かされるゝことを意味するものである。かくて自由と安固とは個人主義的經濟學に於て相ひ離し難きものである。

次に企業者の自由に必ず附隨するところの第二の特徴として、吾々は企業者の危険負擔といふこ

7) R. Malthus, Principles of Political Economy, p. 346.

8) Pohle, Kapitalismus und Sozialismus, S. 10.

とを考へなければならぬ。自由の裏には必ず責任が伴ふ。企業の自由が資本家に許されてゐながら、而かも經濟的責任即ち自己の計算に於て生産の危険を負ふことを彼等が回避するといふが如きことは、社會の秩序を破るものであつて實際上有り得ないし、又若し有るならば茲に所謂企業の自由は眞の自由ではなくて氣まぐれである。ポールが言つて居るやうに、『生産が損失に終ると利益に終るとに拘はらず』、『他人の爲めに生産の危険を引受ける者』が即ち企業者なのであつて、茲に始めて企業者たるの面白味と自由とが存在して居る。

企業の自由の意義及び特徴に就ては、以上述ぶる所によつて、略ぼ其の要點を盡し得たと信するが、次に問題となるは、今日の個人主義的經濟秩序の特色の一つであると稱せられて居るところの此の企業の自由が、果して如何なる程度まで行はれて居るかといふこと、其の利害は如何といふことである。

惟ふに企業の自由こそは、世の如何なる可能的經濟秩序に於けるよりも、個人主義的經濟秩序に於て最も良く發揮され得るところの自由であらう。嚮きにも述べたる如く、經濟學上の個人主義と言はゞ實は第三階級の若くは有産者の個人主義の意に外ならない、と考へても敢て甚しく誤つてゐないのであるが、而かも第三階級若くは有産者でなければ茲に所謂企業を起すの自由を實際に有ち得ないのであるから、今日の經濟的個人主義を極めておぼざつばに言ふならば、それは企業者的個人主義である。このことは、社會主義的若くは共產主義的經濟秩序に於ける生産状態を豫想して、之と今日の状態とを比較して考ふれば、最も良く分るであらう。社會主義若くは共產主

義の社會に於ては、富の生産は、何等かの形に於ける意識的統一機關によつて、極めて計劃的に行はれるのであつて、従つて各生産者は、中央機關の命令によつて自己に課せられたるだけの仕事をするのみなのである。されば彼等生産者は、生産の剩餘利益を得ることが出来ないと共に、又生産上の經濟的危險を負ふの必要もない。彼等は謂はゞ社會の經濟上の公僕にあつて、經濟上の自主權をもつてゐない。生産を自己の計算と危險とに於て行ひ、價格といふ經濟現象によるの外は全然其の經濟的活動に關して束縛を受けないところの今日の企業者を、社會主義的經濟秩序に於ける社會經濟上の公僕たる生産者に比較するときに、經濟的自由に關して兩者の間に天地の差が存することは、右述ぶる所によつて思半ばに過ぐるものがあるであらう。

次に今日原則として行はれ居るが如き企業の自由の利害得失に就ては、一概に之を言ふことは出來ないが、たゞそが歴史的に考へて世の生産力に多大の貢獻を齎したるの事實は、其の最も顯著なる功績である、といふことは確言し得る。今日の經濟秩序の維持を目的とする多くの論者が此の點を特に強調せんとするは、決して謂れないことではない。蓋し如何に富の分配に於ける平等を實行しようとしても、富そのものが生産されてゐなければ、平等は空論に終るべく、而して富そのもの、生産を最大ならしめようとするれば、企業の自由、放資の自由、利潤獲得の自由といふが如き自由を、各人に最大限度に許し與へることを最も捷徑とするといふことは、一應最も自然に考へ得らるゝからである。

併し吾々の看過すべからざることば、右に述ぶるが如き企業の自由は、極めて少數なる人に限

られて居るといふこと、及び資本主義の進歩と共に其の數が益々少くなるの傾向があるといふことである。抑も自由は競争を意味し、競争は優勝劣敗を意味する。かくて優者は益々其の富を増加すると共に、愈々其の數を減することゝなる。若し此の傾向にして停まらないものとすれば、財産及び所得が大なれば大なるほどそれだけより多く得らるゝところの企業は自由は、終には極めて少數の人々のみが占有し得るの自由となつて仕舞ふであらう。自由の獨占といふ現象が其處に起る。併しかくしては自由の自由たる所以のものが失はれ、自由極まつて強制を生むことゝなる。マロクの如く一種の『偉人主義』を奉じて、極めて少數の人に廣き自由を認むる代りに、他の多數人には奴隸的の屈從を求めんとすればいざ知らず、苟くも個人主義的經濟秩序の下に於て企業の自由を誇らんとする以上、右の如き自由の獨占なる現象が発生し又發生するの可能性を有つて居るといふことは、實に個人主義的經濟秩序の致命的缺陷であると共に自家撞着の甚しいものであると言はなければならない。

ロ、勞働の自由 個人主義的經濟秩序に於ける生産の自由の中、企業の自由に相ひ對するものは勞働の自由である。勞働の自由とは、如何なる場所に於て、如何程長く、如何なる職業に其の勞働を提供しようかと、そは各勞働者の自由である、その意である。而してこゝに謂ふ勞働とは極めて狭い意味に於けるものであつて、今日筋肉勞働と呼ばるゝ所のものが、其の大部分を占めて居る。又こゝに謂ふ勞働者とは、右に述ぶるが如き勞働を提供するにあらざれば、其の生活を維持していくことが出来ない人々を指すのである。今此等の勞働者が今日享有しつゝある所の勞働

の自由の意味を明かになささんが爲めに、吾々は今日の如き個人主義的經濟秩序以前に於ける労働者の状態、及び社會主義的若くは共產主義的經濟秩序の下に於て斯くあるならんと想像さるゝところの、労働者の状態を、今日の労働者の状態に比較することを最も便利とする。

先づ今日の如き個人主義的經濟秩序以前の時代、若くは該秩序の發達の未だ幼稚なりし時代に於ける労働者の状態を考ふるに、彼等は奴隸又は農奴又は徒弟といふが如き諸制度に束縛せられて、全く労働の自由を享けて居らなかつた。彼等は其の雇主に對して法律上主従の關係を保つて居つたのであつて、勝手に一の場所より他の場所に、又一の職業より他の職業に移ることが出来なかつたばかりでなく、一生又は或る期間、其の能力の如何に拘らず主人より命せらるゝ仕事を是が非でも行はなければならぬといふ有様であつた。而して彼等の怠惰に對する制裁は、饑餓ではなくて笞鞭といふが如き刑罰であつた。然るに時の進展と共に、斯くの如き法律上の不平等が破れて、こゝに契約自由の原則といふ平等なる法律制度が確立さるゝことゝなつた。雇主と労働者とは法律上全く平等の地位に立つて、自由意思を以て種々なる労働條件を定めることが出来るやうになり、労働者は、其の労働を最も有利なる職業に移すことの自由を得た。經濟上の制度として此の状態の發現したるものが即ち勞賃制度である。

アダム・スミスは、徒弟制度其他の制限的制度を攻撃したる後に、次のやうに言つて居る。「各人が彼れ自身の労働といふ形で有つて居る所の財産は、他の總ての財産の基源であると共に、最も神聖にして不可侵なる財産である。一人の貧乏人が殘し得る世襲財産は、兩腕の力と巧とであ

る、而して彼をして、彼れの隣人に危害を加ふることなしに、彼れの適當と考ふる方法で、此の力と巧むを使用することを妨げることは、(勞働といふ)最も神聖なる財産の明かなる侵犯である。そは、勞働者及び勞働者を雇傭せんと欲する所の人々の、正當なる自由に對する顯然たる侵害である。……」¹⁰⁾

斯くの如くにして勞働の自由は得られ、勞働者は數百年の鐵鎖を斷ち切つて茲に自由の光に接することが出來たが、此の間の變化こそは實に牢獄に呻吟せるものが自由の恩典に浴したる場合にも比すべきものである。

然らば、次に、社會主義的若くは共產的經濟秩序の中に於ては、右に述ぶるが如き勞働の自由は如何なる變化を蒙るやといふに、そは恐らく或る可なりの程度の抑壓を蒙るであらうと思はれる。蓋し社會主義的社會に於ては、社會の生産が統一的に且つ計劃的に行はるべきが故に、狹義に於ける勞働は、或る程度まで各個人に強制せらるゝ筈であるからである。例へば或る勞働者が何等かの理由によつて、現在の仕事を放棄して他の仕事につかんと欲するも、若し社會全體の需要にして此の後の仕事を最早必要としないならば、彼は恐らく此の仕事易へを拒まるゝであらう。又或る人が彼れ自身の個人的理由によつて、現在の勞働を拒み且つ他の仕事につくことを欲しないとするも、併し彼は恐らく其の願ひを拒絶さるゝであらう。かくて社會主義的經濟秩序に於ては、勞働の自由は大なる制限を蒙らざるを得なくなる。

是に由つて觀れば、げに勞働の自由は、現在の如き個人主義的經濟秩序の下に於て、最も廣く

10) A. Smith: Wealth, vol. I, p. 123.

認められ得るものであることが、推測し得らるゝのである。併し吾々は更に、個人主義的經濟社會の中に於ける勞働の自由の實際に就て仔細に觀察する必要がある。何故といふに、この法律上の勞働の自由は、嚮きに述べたる企業の自由と異つて、必ずしも實際上十分なる効果を現はしてゐないからである。

私はさきに、雇主と勞働者との間の法律上の不平等が破れて、契約自由の原則といふ平等なる法律制度が確立さるゝことゝなつた、と言つたが、吾々は、法律上は平等なる此の雇傭契約も、經濟的に觀れば決して平等關係ではない、といふことに留意しなければならぬ。此の點に就ては、私は、福田博士が其の著『國民經濟講話』に於て述べて居らるゝことを引用するを以て、十分であると思ふ。博士曰く、

『……經濟上最も肝要な勞働者と雇主との關係を考へて御覽なさい。今日の私法制度では此は雇傭契約と申して一の契約と認めますが、雇主は完全なる意思を以て誰を雇ふも、賃錢を何程與へるも、如何なる業務に、如何なる場所で從事せしむるも勝手ですが、勞働者の方は左様は行きません。雇主の定むる條件がイヤだと云へば雇つて貰へないのです。所が彼は何の貯もない人間で、家には一日の稼ぎ高を當てに空腹を抱へて待つて居る妻子があります、否だと云へば家中の難儀となります、仕方がないから雇主の云ひなり放題の條件で雇つて貰ふ外はないのです。何の自由意思がありません、何の意思の合致がありません。……是れ法律上形式上完全なる自由が與へられてある筈で、實際は決して左様でないといふ生活上の矛盾から來ることでありませう。……』¹²⁾

11) E. Kelly は、其の著 Government or Human Evolution, vol. II, p. 349. に於て、このことを the tyranny of the Market と呼んでゐる。

12) 福田博士、國民經濟講話、二三六、七頁

労働者の自由、それは通常今日の個人主義的經濟秩序の中に於て、最も廣く認められて居るところの自由である、と考へられて居る、而して理論上は此の考に誤がない。併し實際上は該自由は右に述ぶる如く其の實體を有つて居らない。さきに私は企業の自由が却つて強制に變りつゝあることを述べた、併し假し限られたる範圍に於てはあれ、企業の自由なるものは立派に存在して居る。然るに爰に所謂労働の自由は名目上は立派に存在して居るけれども、其の實體を有つてゐない。故に此等兩つの自由は、等しく生産上の自由であつて、共に個人主義的經濟秩序の特色だと解せられて居るけれども、實は其の内容を異にすると共に、又其の程度を甚しく異にして居るものである。これ私が、ポールの如く生産又は企業の自由と労働の自由とを、相ひ混同して論ずることを特に避けた所以である。

二、消費活動上の自由

消費活動上の自由の最も理想的なる状態は、言ふまでもなく、如何なる貨物を如何程消費するも、それは各個人の自由である、との状態に外ならない。併し乍らこれは、富の生産が今日に於けるよりもより豊富でなければ、實現し難い事柄である。仍で今日個人主義的經濟秩序の下に於て許されるどころの消費の自由としては、吾々は、次に述ぶるが如き範圍を以て満足しなければならぬ。即ち今日に於ける消費の自由とは、各人は其の所得を如何なる方法で支出するも、それは彼の自由であるといふこと、言ひ換ふれば、各人の所得の許す範圍内に於ては如何なる貨物を如何程消費するも、それは彼れの自由であるといふ意味である。ポール曰く、「今日消費者は、如何な

る貨物に彼れの需要を向けるか、又各貨物に對して如何程支出するかを、最高の自由を以て決定することが出来る。國家は、需要構成及び所得利用に對する總ての干渉を差控へる。¹³⁾」

惟ふに分業と交換とが未だ發達せざりし時代に於ては、各人の貨物消費の範圍及び數量が極めて狭少であつた。従つて彼等の欲望も少く、彼等は極めて單純なる生活を送つてゐたに過ぎない。然るに技術的進歩による分業の發達に加ふるに、廣義に於ける交易機關就中貨幣の發生は、貨物の數量及び種類の急速なる増加と、其の分配上の利便とを齎したる爲め、其處にこれまでの禁慾的生活は破れて、享樂的なる従つて複雑なる生活が始まることゝなつた。各人は交易手段即ち貨幣さへ有すれば、如何なる欲望をも立所に充足し得ることゝなり、爰に人間の消費活動は未曾有の自由と豊富とを加へた。而して個人主義的經濟學者は之を消費の自由と呼んで、個人主義的經濟秩序の特色の一つに數ふるに至つた。

以上は消費の自由が構成さるゝに至りし經過に對する一瞥であるが、尙ほ消費の自由の意味を了解しようと思へば、吾々は社會主義的若くは共產主義的社會の狀態を考へ合せるのを便利とする。社會主義的社會に於ては、前にも屢々述ぶる如く、社會各人の經濟的生活が總て或る中央の統一機關によつて統制さるゝことになる。従つて消費活動にも必ず或る種の強制が加はらざるを得ない。これ盡し已むを得ない成行であつて、即ち分量に限りある貨物を多數の人々に適當に分配せんと欲する場合には、消費の自由を各人に得せしむることはどうしても出来ない。例へば今次の大戦争に當つて、交戦國の多くが行つた所の戰時社會主義は、各人にパン、砂糖、馬鈴薯、

13) Pohle, a. a. O., S. 12.

肉、バター、其他の貨物の消費量を節約せしむる爲めに、貨幣と本質を異にせる證券を各人に配付するの策を採らしめたのであるが、これは消費の自由を制限せる最も著しき實例の一つである。戦時に限らず苟くも消費の合理化を企てんとすれば、必ず右の如き消費の自由の制限が行はれざるを得ないであらう。

斯く考へ來るときに、吾々は、所謂消費の自由が個人主義的社會に於て最も廣き範圍に於て認めらるゝものなることを、信じ得るわけである。たゞ吾々の注意すべきは、個人主義的經濟秩序に於ける消費の自由も、所得そのものに著しき懸隔があるの事實よりして、其の範圍が極めて狭く従つて其の價値が極めて少いといふことである。嚮きにも述べし如く、今日の消費の自由は各人の所得の範圍内に於て存在するものである、従つて所得が小であればあるほど、消費の自由の範圍は愈々狭少になつて來なければならぬ。例へば一箇月五拾圓の所得を有する人は、衣食住の必要品をやつと購入し得るに過ぎないが故に、彼れの所得の許す範圍内に於て彼が消費し得るところの貨物は、極めて少數のものに限られてゐて、其の間に殆ど選擇の餘地もなければ、效用を比較するの餘裕もない。諸貨物の效用を比較しつゝあれやこれやと選擇をなし得る時にこそ、始めて消費の自由が有り得るのであつて、而してこれは所得に餘裕のある人のみが有ち得るところの自由である。ポールのは、價格構成即ち價格の上下といふ事情によつて左右さるゝ以外には、需要が何物によつても左右されないといふのが、今日に於ける消費の自由であると言つて居るが、併し衣食住の必要品を購ふに辛うじて足るといふが如き所得を有する人が、此等の必要品の價格

14) Pohle, a. a. O., S. 12-13.

によつて受くる所の強制は、實に生活若くは生命そのものに對する脅威であつて、——例へば米價昂騰の爲めに米の消費量を半減したり、又他の代用品を消費したりするは、假ひ價格といふ強制によるの外は全く其の人の自由意思によるものとするも、併しそは、富める人が奢侈品の價格昂騰の爲めに其の消費を節すること、全く意味の異なるものである、——實に消費の自由をして自由としての價値を無ならしむるものである。

第二 社會主義的經濟學に於ける

自由の意義及び範圍

私は前節に於て、個人主義的經濟學に於て主張さるゝ所の自由の意義及び範圍を、企業の自由、勞働の自由、及び消費の自由の三者に細分して夫々検討を加へたのであるが、既に明かなる如く、此等の自由は所謂經濟的自由と呼ばるゝものであつて、即ち經濟活動そのものゝ自由である。然るに私が以下に述べんとする所の、社會主義的若くは共產主義的經濟學（共產主義と社會主義とは自ら區別があるけれども、私は他の點をすべて無視して、此等が共に經濟生活を意識的なる機關によつて統制せんとするの點に共通的特色を認め、爰には此等を恰も同一物なるかの如く取扱ふことゝする）に於て主張さるゝところの自由は、經濟的自由ではなくて、寧ろ經濟的強制の上に立てられたる社會に於ける他の意味の自由である。

私は既に、企業の自由、勞働の自由、及び消費の自由が、社會主義的社會に於て行はれ得ない

ことに就て、簡單に其の理由を説明した筈であるが、それは要するに、社會主義的經濟秩序に於ける生産及び消費が、今日の如き經濟的無政府狀態——今日に於ては價格といふ現象によつて僅かに世の生産及び消費の秩序が保持されてゐるのである——の下を離れて、或る種の統一體によつて合理的に編制さるゝことに、其の原因を歸することが出来る。世の經濟活動を斯くの如く統一して、そこに或る意味に於ける強制を課することの可否は、自ら別問題——そは主として、經濟的自由と經濟的強制との何れが、より大なる生産能力を有つて居るか、といふことによつて決せらるべきである——であるが、併し社會主義又は共產主義の社會に於て所謂經濟的自由の存在し得ざることは、最早疑ふ餘地のない事實であらう。

たゞ吾々の見逃し得ざる點は、第一に個人主義的經濟秩序に於ても所謂經濟的自由が必ずしも自由なる活動の天地を有つてゐないといふこと、第二にたとひ社會主義的社會に或る種の強制が行はるゝことは拒み難しとするも、吾々が自由意思を以て斯かる世界に入り込むことに同意するならば、其處に矢張り自由の天地が開けるのではないかといふことである。第一の點に就ては、前節に於て夫々の自由を述べたる際に或る程度まで之を明かにし得たと信するが、之を約言すれば、三種の自由の中、個人主義的經濟秩序に於て比較的最も廣く行はれつゝあり且つ最も重大なるものは、企業の自由であつて、他の二種のもの、即ち労働の自由及び消費の自由は、必ずしもそが有り得べき程度に行はれ居らざるのみならず、寧ろ其の中に反對の要素たる強制を孕みつゝある、といふことになるであらう。第二の點に就ては、爰に詳しく論ずることは出来ない

が、たゞ人が自己の自由意思を以て選擇したる所は、たとひそれが永久の牢獄であらうとも、彼にとつてはそれは自由の樂園であるといふことを言つて置けば足るであらう。

以上述ぶる所は、社會主義的社會と經濟的自由との關係に就てあるが、私は次に一步を進めて、社會主義者の主張する自由の意義の検討に取掛らなければならぬ。

先づ明かにしなければならぬことは、社會主義が經濟的自由の代りに經濟的平等を主張するものなることである。ウオルムス曰く、『社會主義の理念的目的は、一經濟的共同体の總ての成員に、欲望の同じ程度の充足を得せしむることであり、従つて其の現實的目的は、財の分配に於ける不平等の最大可能的廢止といふこと、即ち財の集中の排斥といふことである。』¹⁵⁾ポーレは、『國家による、總ての人民の經濟的生存の保證』を以て、社會主義の目的であり根本思想であると言つて居る。¹⁶⁾是によつて觀れば、經濟的平等とは、國家又は他の統一體が、其の成員に總て平等に經濟的生存欲を満足せしめる、といふことに外ならない。而して此の意味に於ける生存權の保證こそは、實に社會主義の第一の目的である。

而して社會主義者の考ふる所によれば、斯くの如くにして各人に經濟的生存を保證することに、よつて、始めて各人の自由の積極的なる意義を附することが出来るのである。自由といふも、若しその背後に經濟的基礎がないならば、それは眞の力ある自由ではないと、社會主義者は考へる。デル曰く、『……自由をして確實なるものたらしめるのには、一定の經濟的狀態が必要である。

15) S. Worms, Das Gesetz der Güterconcentration, S. 174.

16) Pohle, a. a. O., S. 60. 其他、

法律上の束縛は束縛の唯一の形體ではない、經濟上の束縛はより以上有力なものである。……それ故に、各個人に對する、最小限度の束縛は、經濟的状態の平等によつてのみ確保され得る。』又ケライ曰く、『各社會にとつて第一の、基本的、本質的問題は、如何にして總ての人に衣食住を得せしむるかといふことである。』『集産主義は、經濟的問題を解決する、即ちそは總ての人を平等に缺乏より免れしめる。』『人は集産主義的經濟によつて、彼れの肉體的欲望が満足せられるから、其の閑な時間を始めて自由に使ふことが出来る、彼は彼れの時間と精力とを、精神的及び心靈的渴仰の自由なる満足のため、解放することが出来る。』斯く考へ來るときに、吾々は社會主義者の主張する自由なるものが、經濟的平等を基礎として得らるゝ所の自由であることを知り得ると共に、其の自由が所謂經濟的自由以外の精神文化的活動の自由を意味することを知り得るのである。

而かも既に明かなる如く、經濟的平等には必ず或る種の強制が伴ふのである。故に社會主義のいふ自由は、謂はゞ經濟的強制の上に立てられたる自由である。個人主義的經濟學者が社會主義に對して猛烈なる反對を加へるのは、實に社會主義者のいふ自由の成立條件たる此の強制に對してである。然れども社會主義者が、其の自由の成立條件として經濟的強制を認むるといふことに就ては、可なりの理由がある。惟ふに人生の最も根本的なる事實は、生きて行くといふことである。尤も生よりも死が願はしい場合は、人生の中に於て幾度もあるであらう。併し人間の總ての活動の根源には、大抵の場合生存といふ欲求が流れて居るか、若くは生存といふ事實が前提をなして

- 17) Robert Dell, *Socialism and Personal Liberty*, 1912. p. 18. (圈點は新たに附す)
18) Edmond Kelly, *Government or Human Evolution*, vol. II., pp. 358, 363, 365.

居る。殊に經濟學を論ずる者にとつては、生存といふ事實は第一の動かすべからざる大前提である。即ち經濟學を研究するものより考ふれば、人間は生存といふ欲求によつて強制されて居るところの一個の生物に外ならない。經濟學者にとつては、人類の生存は自然の命令であり、而して人類の生存權は最も重大なる基本權の一つである。而して此の權利は、苟くも世に生を受けたるものは平等に享有すべき權利である。若し人類を自然のまゝに放任する(Laissez-faire)も、各人の經濟的生存が完全に保證さるゝならば、社會主義者と雖も決して經濟的強制を要求しないであらう。併し事實は、然り個人主義的經濟組織内に於ける事實は、益々進歩するにつれて、愈々此の生存權を多數の人々より奪ひ去らんとして居る。仍で己むを得ざる手段として、社會主義者は、生存といふ自然的強制に對抗する方策として、經濟的統一といふ經濟的強制を案出したのである。否然かせざるを得なかつたのである。

惟ふに若し彼等にして、人生の眞意義の何たるかを解せざりしものとするならば、恐らく彼等は斯くまで強く經濟的強制を主張しないで終つたであらう。併し彼等は、他の人々と同じく、人間の各個性の最大限度の自由なる發展が行はれ得るところの、理想の境地を夢みずには居られなかつた。而かもかゝる理想を實現せんとすれば、必ず最も身近にして且つ最も重要なる人類の經濟的生存といふ基本的事實が確立されなければならない。されば社會主義者の主張する經濟的強制は、實は眞の自由(と彼等が考ふる所のもの)を世に齎さんが爲めの、必要的拘束である、といふことになる。社會主義的經濟的統一を——言ひ換ふれば經濟的強制を——主張せしかのマルク

ス、エンゲルスが、『無産者は彼等の鎖のほか失ふべき何事も有つてゐない。』と言つて、無産者の自由を叫んだ。此れは、資本家に對する奴隸的なる無産者の屈從の撤去を意味すると共に、經濟的基礎が確立された後に得らるゝ所の眞の自由への、無産者の解放を意味するものであらねばならぬ。

括言

私は以上述べし所によつて、個人主義的經濟學者の所謂自由と、社會主義的經濟學者の所謂自由との意義を、夫々明かならしむることが出来たと信ずる。私は此等兩者の主張の價值判斷を試みようとするものではないが、最後に一言したいのは、此等の主張が、結局に於ては、經濟的自由と經濟的平等との争に歸着すべきである、といふことである。私は敢て經濟的自由といひ、經濟的平等といふ。何故なれば個人主義的經濟學者の主張する自由は經濟的自由であり、社會主義的經濟學者の主張する自由は經濟的平等の上に立てる自由であることが、既に述べたる所によつて明かだからである。さればポールが、先きには經濟的自由を説きながら、後に至つて、『自由か、平等か?』といふ見出しの下に、『個人主義と社會主義との間の争は、結局のところ必然的に次の問題に歸着する、即ち總ての人に最大可能量の活動の自由を與ふる所の經濟秩序と、總ての人に國家の側から其の經濟的生存を保證し、而して彼等に多少より完全なる經濟的平等を得せしむる所の經濟秩序と、何れが勝つて居るか、といふ問題である。』¹⁹⁾と言つて居るのは、確かに讀者を誤

19) Poble, a. a. O., S. 123. (圖點は新たに附す)

らせるものである。經濟的自由にして自由の全部にあらざる限り、經濟的自由を確保する（と考へられてゐる）所の個人主義的經濟秩序を、恰も自由そのものを最大可能量に確保する所の經濟秩序であるかの如く説明し、若くは少くとも讀者をして斯くの如く解釋するの過ちに陥り易からしむるは、決して完全なる論議と言ひ得ない。

をば兎もあれ、吾々の選擇を待つて居るところの問題は、個人主義的經濟秩序に於ける經濟的自由（及び少數者のみが享有せる經濟的基礎に本ける他の自由）を採るか、社會主義的經濟秩序に於ける經濟的平等（及び總ての人が享有し得べき經濟的基礎に本ける自由）を採るか、といふことに在る。